

全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施規定

(総則)

- 第1条 精神的・身体的発達段階に即した多様な音楽表現の中で、小学生らしい楽しい音楽を求める。それぞれのバンドの特性を生かしながら、広いフロアを自由に創造性豊かな演奏・演技の発表の場とする。
- 第2条 この大会の名称は「全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会」と称する。
- 第3条 この大会は四国内の吹奏楽連盟加盟団体で、県連盟から推薦された小学生の団体が参加して、毎年実施する。
- 第4条 推薦母体となる県連盟は次の通りとする。
①愛媛県吹奏楽連盟 ②香川県吹奏楽連盟
③高知県吹奏楽連盟 ④徳島県吹奏楽連盟
- 第5条 実施会場・日時などの大会必要事項は、第三事業部会で定める。

(参加資格)

- 第6条 参加資格は、全日本吹奏楽連盟加盟の小学生の団体で、構成メンバーは同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。なお、同じ県連盟に加盟する複数の小学生の団体による合同バンドを認める。
2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 第7条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格や入賞を取り消す場合がある。

(県代表)

- 第8条 各県は県代表団体を決定し、全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会開催日の2週間前までに四国吹奏楽連盟へ推薦・報告する。
- 第9条 各県は座奏を中心としたもので4団体以内、マーチングで2団体以内を推薦できる。
- 第10条 全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会に参加する費用は、参加団体の負担とする。

(内容)

- 第11条 参加人数は、自由とする。
- 第12条 編成は、木管楽器・金管楽器、打楽器を中心としたものを原則とする。ただし、手具の使用は自由とする。
- 第13条 演奏時間は、7分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第14条 演奏・演技は自由とするが、座奏を中心としたもの・マーチングとする。

第15条 服装等は自由とする。

第16条 出演順序は第三事業部会において決定する。

第17条 全団体に四国吹奏楽連盟の定める賞を贈る。

第18条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は5名とし、演奏の専門家・音楽教育の専門家等によって構成する。

3 審査方法は別に定める審査内規による。

(全国大会への代表)

第19条 全国大会への四国支部選出は次の通りとする。

理事長は演奏審査の結果に基づき、座奏を中心としたものより上位2団体、マーチングより上位1団体、計3団体以内に代表権を与える。

(その他)

第20条 全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。

2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第21条 出場団体は、参加分担金10,000円を負担することとする。

第22条 本大会の役員は原則として次の通りとする。

名誉大会長・・・県知事、教育長等

大会長・・・・・・理事長

副大会長・・・・各県理事長、朝日新聞社

大会顧問・・・・名誉会員・顧問・相談役・監事

運営委員長・・・・(主管県よりの推薦)

運営委員・・・・各県第三事業部長

実行委員長・・・・(主管県より推薦)

実行委員・・・・(主管県より推薦)

大会事務局・・・・事務局長・主管県事務局長

第23条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第24条 この規定は、平成10年4月29日より実施する。

※ 平成11年4月29日の総会にて、第18条を改定および第20条を追加。

※ 平成19年4月29日の総会にて、第12条を改定。

※ 平成21年4月29日の総会にて、第6、8、11条を改定。

※ 平成26年度より、3出制度廃止に伴い、旧20条を削除。

※ 平成30年度より、第5、7～24条を改定。

※ 平成31年度より、第2、3、6、10、20条を改定。

※ 令和4年度より、第9、14、19条を改定、補足を削除。